

「みやざき木造マイスター」登録要領

令和2年1月10日制定
山村・木材振興課
みやざきスギ活用推進室

(趣旨)

第1条 近年、非住宅分野の建築物の木造化や木質化を求める動きが加速しており、木造建築物の設計及び建築を担う人材が不足する中、木造建築物に携わる建築士等の養成や確保が求められている。このため、県は、建築物の設計及び木造建築に関する業務に携わる者を対象に、非住宅分野の木造建築物についての技術・知識の向上を図るため「みやざき木造塾」（以下「木造塾」という。）を実施し、当該木造塾の修了者で一定の要件を満たすものを「みやざき木造マイスター」（以下「マイスター」という。）として登録することで、木造建築物に携わる建築士等の養成及び確保を図るとともに、県内の林業・木材産業の活性化を目指す。

(マイスターの活動)

第2条 マイスターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県民への県産材利用の普及・啓発
- (2) 県産材を活用した非住宅分野の建築物の木造化及び木質化の提案・相談
- (3) 県産材利用推進活動に係る県との協働活動

(登録要件)

第3条 マイスターの登録要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木造塾の修了者であって、前条に規定する活動を行う意欲のあるもの。ただし、知事が適当と認める者は、木造塾の修了を免除することができる。
- (2) 県が作成し県民に公開する木造マイスター登録者名簿（別記様式1。以下「登録者名簿」という。）に、連絡先等の個人情報公開することを承諾する者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(登録申請)

第4条 マイスターの登録を受けようとする者は、みやざき木造マイスター登録申請書（別記様式2。以下「申請書」という。）及び前条第3号に係る誓約書（別記様式3）を知事に提出しなければならない。

(登録等)

第5条 県は、前条の規定による申請があった場合において、申請者がマイスターとして適格と認めるときは、木造塾の修了を確認した上で登録するものとする。

- 2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請者がマイスターとして適格でないと認めるときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 木造塾の修了とは、全ての講習の受講を条件とするものとする。ただし、やむを得ない事情に

より一部講習が受講できなかった場合は、次年度に未受講の講習を受講したときに限り、マイスターに登録することができるものとする。

- 4 知事は、マイスターの氏名等を登録者名簿に登録する。
- 5 登録者名簿の管理は、山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室で行う。

(変更の届出)

第6条 マイスターは、申請書に記載した事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、みやざき木造マイスター登録者名簿の記載事項変更届(別記様式4)を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、速やかに登録者名簿の修正を行うものとする。

(登録の取消し)

第7条 知事は、マイスターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、登録者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録者から登録の辞退の申し出があったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) 登録者がマイスターとしてふさわしくない行為を行ったとき。

- 2 マイスターは、前項第2号の登録の辞退を申し出るときは、みやざき木造マイスター辞退届(別記様式5)を知事に提出しなければならない。

(マイスターの責務)

第8条 マイスターは、次の責務を負うものとする。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならないこと。
- (3) 知識向上のため、県が開催する研修会等に積極的に参加すること。

(県の責務)

第9条 県は、マイスターの活動を円滑に進めるため、県民にマイスターの周知を図るとともに、マイスターに対して県産材に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月10日から施行する。

誓 約 書

年 月 日

住 所

氏 名

印

私は、みやざき木造マイスターの登録申請にあたり、次の事項について誓約します。

私は、次のアからエまでのいずれにも該当する者ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式 4

年 月 日

宮崎県知事 様

登録番号
住 所
氏 名

印

みやざき木造マイスター登録者名簿の記載事項変更届

みやざき木造マイスター登録申請書の記載事項が下記のとおり変更となりましたので、「みやざき木造マイスター」登録要領第6条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

- 氏 名
- 建築士資格
- 職 種
- 勤 務 先
- 連 絡 先

変更前：

変更後：

2 変更が生じた日

年 月 日

様式 5

年 月 日

宮崎県知事 様

登録番号
住 所
氏 名

印

みやざき木造マイスター辞退届

みやざき木造マイスターの登録を辞退したいので、「みやざき木造マイスター」登録要領第7条第2項の規定により届け出ます。